



# 佐賀県公報

平成16年  
12月13日  
(月曜日)  
第 12545号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 公 告

○小城町宮前地区土地改良事業施行同意  
(農地整備課) 一

◎特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則 (規則・二六) 一

◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ( " ・二七) 一

### ○ 公 告

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において適用する回法第10条第1項の規定により、平成16年12月3日小城町宮前地区土地改良事業 (基礎整備促進 農業用排水施設) 門前地区の施行に同意した。  
平成16年12月13日

佐賀県知事 中 川 康

### ○ 人事委員会事項

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月十三日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

### ◎佐賀県人事委員会規則第二十六号

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等支給規則 (昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第三十三号)

の一部を次のように改正する。

別表中「東松浦郡呼子町」及び「同 鎮西町」を「唐津市」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月十三日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

### ◎佐賀県人事委員会規則第二十七号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号) の一部を次のように改正する。

第三十八条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第三十九条第四号中「又は第四号」を削る。

### 附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十二月十三日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画（株）